

「琵琶湖八珍」WEB サイトでの「琵琶湖八珍マイスター」登録事業者情報の掲載基準

第1 目的

「琵琶湖八珍」WEB サイトにおける、「琵琶湖八珍マイスター」登録事業者（以下、「登録事業者」という。）のホームページリンクおよび事業者情報（以下、「事業者情報等」という。）の掲載について必要な事項を定める。

第2 事業者情報等の掲載手順

水産課は、登録事業者から事業者情報等の掲載希望があった場合、次項の「事業者情報等掲載基準」に則り、事業者情報等を掲載することとする。

第3 事業者情報等の掲載基準

「琵琶湖八珍」WEB サイトに掲載する事業者情報等は、次の基準を全て満たすこととする。

- 1 登録事業者自身のホームページおよび情報であること。
- 2 次の内容を伴わないこと。
 - (1) 法令または条例もしくは規則に違反し、または抵触するおそれのあるもの
 - (2) 宗教活動、意見広告または個人の宣伝に係るもの
 - (3) 特定の政党または政治団体の利益となるもの
 - (4) 青少年の健全育成に支障があると認められるもの
 - (5) 公の秩序または善良の風俗に反するもの
 - (6) 虚偽の内容の表示など消費者保護の観点から相応しくないもの
 - (7) 犯罪を誘発するものまたはおそれのあるもの
 - (8) その他事業者情報の掲載が適当でないと判断されるもの
- 3 事業者情報等の掲載に伴う一切の責任を当課が負わないことについて異議のないこと。

第4 事業者情報等の掲載場所

「琵琶湖八珍」WEB サイト内の事業者紹介ページに掲載する。

第5 事業者情報等の開示

水産課は、「琵琶湖八珍」WEB サイトに掲載している事業者情報等について、第三者に開示することができるものとする。

第6 事業者情報等の解除

事業者情報等掲載基準に違反していることが確認された時またはそのおそれがある時は、直ちにリンクの解除もしくは情報の掲載を削除します。

附則

この基準は、平成27年10月9日から施行する。